

2020年1月24日
JSAF 外洋安全委員会

外洋安全委員会からのお知らせ
＜JSAF 外洋合同委員会会議 2020/2/1＞

【目次】

1. 通信
 - 1-1. VHF 無線通信：海上特殊無線技士（無線免許）取得援助

2. 外洋特別規定（Offshore Special Regulations）
 - 2-1. 改訂
 - 2-2. 翻訳
 - 2-3. 外洋特別規定解説講習会

3. 安全航行に向けて
 - 3-1. 安全にセーリングを楽しむために
 - 3-2. 2019 の安全週間
 - 3-3. 事故報告の義務化

4. 各団体へのお願い
 - 4-1. 外洋特別規定採用状況調査
 - 4-2. 加盟団体の外洋安全委員会担当者登録

1. 通信

1-1. VHF 無線通信：海上特殊無線技士（無線免許）取得援助

民間業者との割引契約事業（舵社主催講習会=JSAF メンバーは 10%割引）は継続。

2. 外洋特別規定（Offshore Special Regulations）

2-1. 改訂

- ・定期改訂：主要改訂項目は「12」＊下記内容は要約されているので規定本文で詳細は確認すること

1	MoMu0,1,2	環境規範	レース中消費する電力の 20% 以上は再生可能エネルギー源 2023 年 1 月 1 日（2022 年より後）建造艇
2	**	2.04.1 c)	装備品の有効期限：レース中に期限切れにならない
3	Mo0,1,2,3	3.02.2 3.02.3 3.02.4	キールとラダーの点検：付則 L 参照 2021 年 1 月 1 日より適用 スタート 24 ヶ月以内 / 座礁後どちらか遅い時期の点検証明 座礁のたびに点検
4	MoMu0,1,2,3	3.25 b)	ハリヤード：セールを降ろす際に、人が登らないとロック解除で きない方法は NG
5	**	3.27.1	航海灯：光度表記削除→海上衝突予防法に従う
6	Mu1,2,3 c) Mo3 c) ** d) e)	3.28.1	エンジン：内燃機関に加え電動エンジンを前提とした表現に変更
7	MoMu0,1,2,3	3.28.3	液体燃料供給システム：内燃機関を前提とした表現に変更 b) 燃料の搭載量 8 時間→5 時間
8	MoMu0,1,2,3 a) ** b) c)	3.28.4	バッテリーシステム：電動エンジンの場合が追加 c) 電動エンジンのバッテリー搭載量 5 時間
9	MoMu0,1,2,3	3.29.13	AIS の搭載：適用カテゴリー 3 まで拡大
10	MoMu0,1,2,3	4.15.1 b)	非常用ティラー：ツインステアリングは非常用ティラーは不要
11	MoMu1,2	4.26.3 a)i	ストームトリスル：搭載必須→ストームトリスル搭載以外に 50% 以上のリーフでも可
12	Mo0,1,2	4.30	非常用ポンプの追加

全 12 項目の内、「1, 5, 6, 7, 8」は環境配慮、「2, 4, 5」は現状追認。

その他の「3, 9, 10, 11, 12」の 5 項目の改訂に特に注意。

2-2. 翻訳

- ・全文翻訳

2020-2021 版全文の翻訳を発行発売（予価 2,500 円）。2020 年 3 月予定。

- ・カテゴリー毎翻訳

「モノハル 3」「モノハル 4」「1 章・2 章・6 章・付則」の翻訳版はウェブサイトに掲載。
2020 年 2 月予定。

2-3. 外洋特別規定解説講習会への講師派遣

- ・外洋安全委員会主催の解説講習会

開催時期、会場が確定次第ホームページなどに掲載。

- ・加盟団体（加盟団体・特別加盟団体）主催の解説講習会への講師を派遣

詳細は JSAF 外洋安全委員会ホームページを参照

<http://www.jsaf-anzen.jp/1-4.html>

3. 安全航行に向けて

3-1. 安全にセーリングを楽しむために

2012～2016年の間に落水事故が相次いで発生。2012-2013年の事故では重大な結果に至る事故が続出し、2014～2016年度において大事に至る事故は無かった模様だが、自艇での救助できていない案件も多く発生している。落水者を自艇で救助するのは非常に困難であると言える。

* 落水救助訓練も大切だが、そもそも落水しない訓練や準備が重要である。

2000年まで外洋特別規定の運用は、日本国内では「安全検査」という名で検査員が検査するものだった。このため、安全は与えられるもので、自分たちで考えるという意識が低い状態が続いている。意識改革が必要である。

* 安全は与えられるものではありません。自分たちで確立するものである。

3-2. 2020 安全週間

以下の期間に実施予定。

- ・ 春：2020年4月11日（土）～19日（日）
- ・ 秋：2020年9月5日（土）～9月13日（日）

3-3. 事故報告の義務化

2019年4月 JSAF 運営規則改訂

事故報告が義務づけられた。詳細別紙「事故報告体制構築の件」参照。

事故報告体制構築の【趣旨】

1. Word Sailing 規程 38 に定められた MNA のインシデント報告義務を履行する為
 2. 事故報告から学んだ安全処置を共有することで、事故の再発を極小化する
- * 事故報告は、審問・損害保険・海難審判などの判断材料には使われない。当事者の責任追及を行うものではなく、事故報告体制構築の趣旨の目的達成のみに使用される。

【事故報告の提出先メールアドレス】 Jiko_houkoku@jsaf.or.jp

外洋安全委員会のメールアドレスとは異なるので注意！

【事故報告状況】 外洋艇のみ：2019年4月～12月末

1. 2019年9月。事象：物損事故 f. 外部援助による救助がなされた（沈没）

4. 各団体へのお願い

4-1. JSAF 外洋特別規定採用状況調査

レースへの採用状況、JSAF 外洋特別規定に関わる抗議・救済、審問結果の実態把握。

別途書類書式に従って、2019 年度（2019 年 4 月～2020 年 3 月）の実態を提出願いたい。

<JSAF 外洋特別規定の採用状況調査>

提出期限：2020 年 6 月 1 日（月）

提出先：外洋安全委員会 anzen-offshore@jsaf.or.jp

* 外洋特別規定に関わる抗議・救済があった場合は、抗議書と審問結果も添付。

4-2. 加盟団体の外洋安全委員会担当者登録

登録担当者の確認

* 別紙のリストが、現在の各加盟団体の登録担当者。

- ・ リストに間違いがある、担当者が代わった場合、担当者が未登録の団体は外洋安全委員会へ連絡ください。担当者は必ずしも外洋安全委員会専任である必要はありません、事務局や他委員会担当と兼任でもかまいません。

<お願い>

- * 担当者には、外洋安全委員会からの公示や案内が主にメールで送付されます。公示や案内を担当者レベルで留めずに、各団体所属の会員に知らしめてください。

以上

事故報告体制構築の件

1. 体制構築趣旨

WS 規程 38 に定められた連盟の義務を履行するため、関係規則を改定し、加盟・特別加盟団体からの事故報告体制を構築します。また、加盟・特別加盟団に対して、事故報告から学んだ安全処置を共有することで、事故の再発を極小化します。

2. 加盟団体・特別加盟団体の報告の義務化とフィードバック

- (1) 原則として、WS 規程 38 に定める MNA が報告義務を負う事故以外についても、連盟への報告を求めることとします。報告の対象となる事故詳細は、下記 3、4 参照。WS への報告の要否は、常任委員会、理事会にて判断します。
- (2) 提出された報告事項は、関係委員会（レース委員会、普及指導委員会、外洋安全委員会、等）が実施する講習会での事例紹介、及び全加盟・特別加盟団体への文書通知等により、フィードバックを行います。

3. 報告の対象となる事故

- (1) 対象となる場面：大会期間中および大会期間中以外（練習や回航中を含む）に発生した事故。
- (2) 対象となる人および艇：
 - 人身事故= J S A F 会員。大会期間中は、会員以外も含めた乗員および大会運営要員。（下部団体に所属する J S A F 会員の事故を含む）
 - 物損事故= J S A F 登録艇および関連艇（大会運営艇、救助艇やコーチ艇など）。大会期間中は大会に参加している J S A F 非登録艇も含む。
- (3) 対象となる事象：以下表の事故事象を報告対象とする。

人身事故	a. 死亡	
	b. 行方不明	
	c. 後遺障害	
	d. ①救急車で搬送された場合 ②入院した場合 ③手術した場合 ④骨折、脱臼した場合（腱・靭帯損傷を含む） ⑤脳振盪 ⑥医療機関で対応が必要な場合（熱中症、低体温症を含む）	
	e. 【外洋艇のみ】乗員が落水した場合（医療機関での処置がなされなかった場合も含む）	
物損事故	関連艇	f. 外部援助による救助がなされた場合（沈没、乗り上げ、曳航など）
	外洋艇	f. 外部援助による救助がなされた場合（沈没、乗り上げ、曳航など）
		g. 通常の帆走航行ができなくなった場合（ディスマスト、操舵装置の破損など）

4. 事故報告体制運用開始にあたっての個人情報取り扱い

- (1) 今回の事故報告体制構築は、上記 2. に記載する目的を第一義としていることから、実際の事故報告における個人情報については、WS 規程 38 に定める下記 (a) (b) (c) のすべてに該当する場合を除き、事故報告を行う JSAF 加盟団体に対して、個人情報の提供を求めないこととする。
 - (a) RRS を適用するイベントにおいて発生した事故
 - (b) MNA、WS 艇種別協会の管轄内で発生した事故

- (c) WS 理事会により設定された事故報告システムで対象とする事故
- (2) 具体的な事故報告における個人情報の提供の要否は、下表の通りとする。

	個人情報報告の要否
大会期間中	要
上記以外	否

上表に定める「大会」は、上記(1)(a)(b)(c)の全てに該当する場合に限る。

5. 報告者および報告期限

- (1) 報告者：J S A F加盟団体および特別加盟団体
- (2) 報告期限：速報報告=事故発生即日。詳細報告=事故発生から20日以内。
- (3) 報告先：ディンギー系=普及指導委員会。外洋系=外洋安全委員会。

6. 添付資料

事故報告様式(速報)：事故報告の際、本様式にて報告いただきます。

以上

JSAF外洋安全委員会<担当者>名簿 2018.03.08現在

	加盟団体	氏名	よみがな	JSAF番号	E-mail
1	外洋北海道	修田光紹	すだみつあき		syuden@
2	外洋津軽海峡	滝野康介			takino-
3	外洋いわき	平崎正文			
4-1	外洋東関東	五十嵐操			
4-2	外洋東関東	小屋英美里			emiry01
5	外洋東京湾	足立利男	あだちとしお		eve-1@b
6-1	外洋三崎	宮内 佑介			yusuke.r
6-2	外洋三崎	事務局			misaki-
7	三浦オーシャンセーリングクラブ	星野直広			hoshino
8	外洋湘南	稲沢達也	いなざわたつや	14-108-23221-1	t-inaza
9	外洋駿河湾	藤田順行	ふじたむねゆき		fujita@
10	外洋東海	川合 紀行			hood-ys
11	外洋近畿北陸				
12	外洋内海	小林 昇	こばやしほる	28-112-08592-1	rise@sa
13	外洋西内海	山本一弘	やまもとかずひろ		kazu.tr
14	外洋玄海	藤間明良			kohori@
15	外洋南九州	田原達也	たはらたつや		tahara@
16	外洋沖縄	高良繁雄			stakara
17	宮城県セーリング連盟	高橋博之	たかはしひろゆき	04-004-18584-1	morcmis
18	長崎県セーリング連盟	塩脇傳英	しおわきでんえ	42-042-15617-1	waki sh
19	神奈川県セーリング連盟	角 晴彦	かくはるひこ		hkaku@m

個人情報保護の観点からメールアドレスの一部を隠しています

× は団体窓口で、別途外洋安全委員会担当者は未登録。

	特別加盟団体	氏名	よみがな	JSAF番号	E-mail
1	協会日本IRCオーナーズ協会	松谷宗雄	まつたに むねお	14-108-04317-1	m_matut
2	日本学生外洋帆走連盟	安藤健	あんどうけん		ando@k
3	南北海道外洋帆走協会	滝野康介			takino-v
× 4	石巻ヨットクラブ	日下啓一	くさかけいいち	04-219-18486-1	isikeikk
5	東京ヨットクラブ	宮川昌久	みやかわあきひさ	13-090-24410-1	alohasa
× 6	横浜クルージングクラブ	鈴木伯子	すずきみちこ	14-222-23336-1	v.c.c@ja
7	栗山マリーナヨットクラブ	飯沢則之	いいざわのりゆき		n-iizaw
× 8	江の島ヨットクラブ	浪川宏	なみかわひろし	14-108-04132-1	namikaw
9	湘南サニーサイドマリーナ	黒川健太郎	くろかわけんたろう	14-224-26610-1	kurokaw
× 10	シーボニアヨットクラブ				
11	大阪北港ヨットクラブ				
× 12	関西ヨットクラブ	横山英博	よこやまひでひろ	28-203-15730-1	office@k
13	淡輪ヨットクラブ				
14	福岡ヨットクラブ	白石元英	しらしいもとひで	40-114-10327-1	secondl
15	八重山ヨット倶楽部	深見和壽	ふかみかずひさ	47-220-39309-1	kazu.f1
× 16	須磨ヨットクラブ	橋本基宏	はしもととひろ	28-221-22077-1	suma-y
17	徳島ヨットクラブ				
18	日本ミニトン協会	剥岩政次	はぎいわまさじ	46-115-24603-4	kms-199
19	日本ヨットマッチレース協会	伊藝徳雄	いげいのりお		igei100
20	逗子マリーナヨットクラブ	伊藤 雄一郎	いとうゆういちろう	14-108-31507-1	office@

【お願い】 担当者には、外洋安全委員会からの公示や案内が主にメールで送付されます。
公示や案内を担当者レベルで留めずに、各団体所属の会員に知らしめてください。

【確認】 上記記載内容に間違いがないか確認ください。
間違いや、担当者が代わった場合などは下記メールへ連絡ください。
担当者未登録の団体は担当者か決定次第、下記メールへ連絡ください。
担当者は外洋安全委員会専任である必要はありません。事務局や他委員会担当と兼任でもかまいません。
連絡先メールアドレス anzen-offshore@jsaf.or.jp